

「中小企業等経営強化法」 が改正されました

① 経営力向上計画・経営革新計画の支援対象の変更

業種	改正前 (資本金額、従業員数)	改正後 (従業員数)
製造業等	3億円以下 or 300人以下	500人以下
卸売業	1億円以下 or 100人以下	400人以下
サービス業	5,000万円以下 or 100人以下	300人以下
小売業	5,000万円以下 or 50人以下	300人以下

ポイント

- ① 資本金基準を撤廃
- ② 従業員数を引き上げ

② M&Aに関する新しい税制の創設

- 経営力向上計画に基づいてM&Aを実施した場合に、以下3つの措置が活用できます。
 1. 設備投資減税（中小企業経営強化税制）
 2. 雇用確保を促す税制（所得拡大促進税制）
 3. 準備金の積立（中小企業事業再編投資損失準備金）

③ 中堅企業への支援の拡大

- 中堅企業が中小企業と連携事業継続力強化計画を実施するにあたり、自然災害等の発生による危機時に限り、以下2つの措置が活用できます。
 1. 日本政策金融公庫による低利融資
 2. 中小企業信用保険法の特例（上限：2.8億円）

各種制度の詳細はこちら

- 経営力向上計画・M&Aに関する新しい税制の創設（①・②関連）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

経営強化法



- 経営革新計画（①関連）

経営革新支援



<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/index.html>

- 事業継続力強化計画（③関連）

事業継続力強化計画



<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

